

平成26年第5回臨時会

麻績村議会会議録

平成26年11月28日 開会

平成26年11月28日 閉会

麻績村議会

告 示

麻績村告示 第48号

次の事件のため、平成26年第5回 麻績村議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成26年11月20日

麻績村長 高野 忠房

記

- 1 日 時 平成26年11月28日（金）午後1時00分
- 2 場 所 麻績村役場 議会議場
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度麻績村一般会計補正予算（第6号）)
 - (2) 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - (3) 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - (4) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（7名）

1 番 小山 福績 君
4 番 宮下 仁雄 君
6 番 峰田 昶 君
8 番 尾岸 健史 君

3 番 塚原 利彦 君
5 番 塚原 義昭 君
7 番 坂口 和子 君

不応招議員（なし）

平成26年 第5回 麻績村議会臨時会（11月）議事日程

平成26年11月28日（金）午後1時開会

1 開会宣言

2 議事日程の説明

3 議 事

日程第1 会議録署名議員の指名

1番 小山 福績 議員 5番 塚原 義昭 議員

日程第2 会期の決定について

平成26年11月28日の1日限り

日程第3 村長あいさつ

日程第4 承認第1号及び議案第1号から議案第3号 一括上程

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

(平成26年度麻績村一般会計補正予算（第6号）)

日程第6 議案第1号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第2号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

4 閉会宣言

平成26年 第5回 臨時会 第1日目 (11月28日)

出席議員 (6名)

1 番	小山 福績 君	3 番	塚原 利彦 君
5 番	塚原 義昭 君	6 番	峰田 昶 君
7 番	坂口 和子 君	8 番	尾岸 健史 君 (議長)

欠席議員 (1名)

4 番 宮下 仁雄 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (9名)

村 長 高野忠房君 副村長 塚原勝幸君 教育長 飯森力君
村づくり推進課長 宮下和樹君 総務課長 柳原俊文君 振興課長 宮下利秀君
住民課長 峰田江津子君 観光課長 塚原敏樹君 教育次長 森山正一君

事務局職員出席者

議会事務局長 臼井孝夫 書記 岩淵美奈

開会 午後 1時00分

◎ 開会（開議）の宣言

○議長（尾岸健史君） 皆さんこんにちは。 定刻となりました。ただいまの出席議員、6名です。4番宮下仁雄議員より、議会欠席届が提出されていますので、ご報告いたします。それでは、定足数に達していますので、平成26年第5回麻績村議会 臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

◎ 議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。事務局長より、配布資料の確認及び本日の議事日程等について説明願います。事務局長。

[事務局長説明]

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（尾岸健史君） 日程第1。 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、

1番 小山 福績 議員
5番 塚原 義昭 議員 を指名いたします。

◎ 会期の決定

○議長（尾岸健史君） 日程第2。会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日限りと決定することにご異議ございませんか。

[異議なしと叫ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日11月28日1日限りと決定いたしました。

◎ 村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 日程第3。村長挨拶。高野村長。

[村長 高野忠房君登壇]

○村長（高野忠房君） 開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。本日ここに、平成26年第5回麻績村議会臨時会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところ、ご参集をいただき厚く御礼を申し上げます。平成26年度事業につきましては、議員各位をはじめ村民の皆様のご理解、ご協力を賜り、順調に進展しております。若者定住促進を目指しての公営住宅整備や安心安全の村づくりを目指しての主要村道整備及び防災事業の推進、子育て支援事業の拡大、地域の歴史文化の掘り起こしなど目に見える進展ができておりますこと、議員各位をはじめ関係皆様のご理解、ご協力によるものと深く感謝申し上げます。

さて、今臨時会では12月2日公示、12月14日投票の衆議院議員選挙に係る選挙費について専決処分をさせていただきました予算のご承認、及び人事院勧告に伴う給与条例の改正、これらの議案を提出させていただきます。いずれも重要な案件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上開会に先立ちましての挨拶とさせていただきます。

◎ 承認第1号及び議案第1号から議案第3号 一括上程

○議長（尾岸健史君） 日程第4承認第1号及び議案第1号から議案第3号 一括上程
承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度麻績村一般会計補正予算（第6号））、議案第1号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上、4議案を一括上程といたします。提出者の提案理由の説明を求めます。高野村長。

[村長 高野忠房君登壇]

○村長（高野忠房君） 本臨時会に提案させていただきました議案4件につきまして提案理由を申し上げます。議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、の提案理由を申し上げます。人事院は8月7日、一般職の国家公務員の給与改定及び給与制度の総合的見直しの実施を国会及び内閣に対し勧告し、政府は検討の結果、人事院勧告どおりの実施を閣議決定し、法律改正をおこない平成26年4月に遡り適用又は一部は平成27年4月より適用することとなりました。当村もこれに準じて給与改定を実施いたしたく、給与改定に関する条例改正議案3件を提出させていただくものです。

議案第1号及び第2号につきましては、特別職の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、議会議員の期末手当及び特別職の職員で常勤の者等の期末手当をそれぞれ0.15月引き上げることとする条例改正を行うものです。

次に議案第3号については議案第1号及び第2号と同様期末手当の支給月の引上げの他、通勤手当の引上げ及び給料の平均0.3%の引上げを行うものです。尚、一般職についての給料表は平成27年4月より民間賃金水準の低い地域の官民格差を踏まえて平均2%の引き下げ、特に50歳台後半においては最大4%の引き下げを行うもので、一般職の給料につきましては、本年度は若干の引上げ、来年度より大幅な引き下げとなる2段階の条例改正を行うものです。3議案とも人事院勧告に伴う改正となります。又期末手当支給の基準日が12月1日となっており、それ以前に条例改正をさせていただくものです。よろしくご審議の程お願いいたします。

次に承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度麻績村一般会計補正予算（第6号））の提案理由を申し上げます。平成26年度麻績村一般会計補正予算（第6号）については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

内容は、11月21日衆議院解散により総選挙が12月2日告示され、12月14日投票が実施されることとなり、それぞれ必要な選挙経費を予算計上いたしました。尚、解散日より選挙の準備経費等の予算執行を行う為、11月21日専決とさせていただきました。補正額は2,910千円の増額であります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。ここで暫時休憩し、承認第1号及び、議案第1号から議案第3号までについて、全員協議会にて、議案提出者より詳細説明を受けたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[異議なしと叫ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。それでは、暫時休憩といたします。委員会室へ移動してください。

休息（午後 1 時 10 分）

再開（午後 1 時 30 分）

○議長（尾岸健史君） 会議を再開いたします。

◎ 承認第1号 質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第5 承認第1号 専決処分承認を求めることについて（平成26年度麻績村一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

○議長（尾岸健史君） それでは質疑に入ります。承認第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

○議長（尾岸健史君） ございませんか。

[なしと叫ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） それでは、承認第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[異議なしと叫ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、承認第1号は原案どおり可決いたしました。

◎ 議案第1号 質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第6 議案第1号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします

○議長（尾岸健史君） それでは質疑に入ります。議案第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

○議長（尾岸健史君） ございませんか。

[なしと叫ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[異議なしと叫ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

◎ 議案第2号 質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第7 議案第2号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○議長（尾岸健史君） それでは質疑に入ります。議案第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

○議長（尾岸健史君） ございませんか。

[なしと叫ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[異議なしと叫ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

◎ 議案第3号 質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第8 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○議長（尾岸健史君） それでは質疑に入ります。議案第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

○議長（尾岸健史君） ございませんか。

[なしと叫ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[異議なしと叫ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

◎ 臨時会閉会宣言

○議長（尾岸健史君） 本日、予定されました議事日程は、すべて終了いたしました。ここで、村長から挨拶があります。高野村長。

[村長 高野忠房君登壇]

○村長（高野忠房君） 閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。本日の臨時会におきましては、重要な案件を提出申し上げましたが、細部にわたり慎重にご審議を賜り原案通りご承認賜りました。厚く御礼を申し上げます。ご検討いただきました事項につきましては、適切に事務を遂行してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。議員各位には、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾岸健史君） 以上で、平成26年 第5回 麻績村議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1 時 34 分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成26年11月28日

議 長

署名議員

署名議員